

裁判員の選ばれ方

年ごとに名簿を作成します



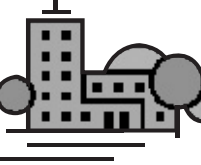
↓

事件ごとに裁判員候補者を選んで、ご連絡します



↓

裁判所で選任手続をします



裁判員制度とは、裁判員候補者から選ばれた裁判員が刑事裁判に参加し、裁判官とともに、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするかを決める制度です。

皆さんの経験や考えを裁判に反映させるために、裁判員制度をご理解いただき、ぜひご協力をお願いします。

詳しくはホームページをご覧ください
（「裁判員制度 最高裁」で検索。
<http://www.sabanh.courts.go.jp/>）

裁判員制度とは

来年5月21日から始まる「裁判員制度」。その第一歩として、今年、初めての裁判員候補者が誕生しました。埼玉県から誕生した裁判員候補者は約1万7千人。裁判員候補者は、有権者の中から毎年新しく誕生します。



裁判員制度
いよいよ始まります！
あなたも未来の裁判員候補者です

ご注意ください！

電話で「裁判員に選任された」などとうそを言い、個人情報を出そうとする悪質な事例がありました。裁判所が、裁判員や裁判員候補者に選任されたことを、電話で連絡することはありません。そのような連絡を受けても個人情報をお教えたりせず、最寄りの裁判所や警察署にご相談ください。

問い合わせ／さいたま地方裁判所刑事訴訟事務室（☎048・863・4111 内線5201）へ。

年金
あれこれ

源泉徴収票が送付されます

厚生年金や国民年金等の老齢または退職を支給事由とする年金を受け取られた皆さんに、支払われた年金額や源泉徴収された所得税額等をお知らせする「公的年金等の源泉徴収票」が社会保険業務センターから送付されます。

この源泉徴収票は、所得税の確定申告の際に添付書類として必要となりますので大切に保管してください。なお、2つ以上の公的年金等の支払者に「扶養親族等申告書」を提出されている方や給与等の所得がある方は、確定申告を行う必要があります。また、源泉徴収で受けられなかった控除（生命保険料や医療費等）がある方は、確定申告を行うことにより、還付を受けられる場合があります。

※遺族年金や障害年金は課税の対象外ですので、源泉徴収票は送られません。

追納をおすすめします

国民年金保険料の免除、若年者納付猶予、学生納付特例が承認された期間が10年以内の場合は、さかのぼって保険料を納めることができます。追納された期間は、保険料を全額納付した場合と同じ扱いになります。ただし、保険料免除等の承認を受けた期間の翌年

平成21年3月までに追納する場合の1カ月分の保険料（単位：円）

追納期間	追納額	当時の額	加算額	
平成10年度	全額免除	16,590	13,300	3,290
平成11年度	全額免除	15,950	13,300	2,650
平成12年度	全額免除	15,320	13,300	2,020
平成13年度	全額免除	14,740	13,300	1,440
平成14年度	全額免除	14,180	13,300	880
平成15年度	全額免除	13,970	13,300	670
平成16年度	全額免除	13,770	13,300	470
平成17年度	全額免除	13,810	13,580	230
平成18年度	全額免除	13,860	13,860	0
	4分の3免除	10,390	10,390	0
	4分の1免除	3,460	3,460	0
平成19年度	全額免除	14,100	14,100	0
	4分の3免除	10,570	10,570	0
	4分の1免除	3,520	3,520	0

問い合わせ／国民年金電話相談センター（☎525・1844）、熊谷社会保険事務所（☎522・5158）、または町民課（☎581・2121 内線108・109）へ。

公表します！
町の財政事情
平成20年度上半期
（平成20年4月～9月）

町では、12月1日に平成20年度上半期の財政事情を公表しました。これは、町の財政状況を皆さんに広く知っていただくために、6月と12月の年2回、定期的にしているものです。

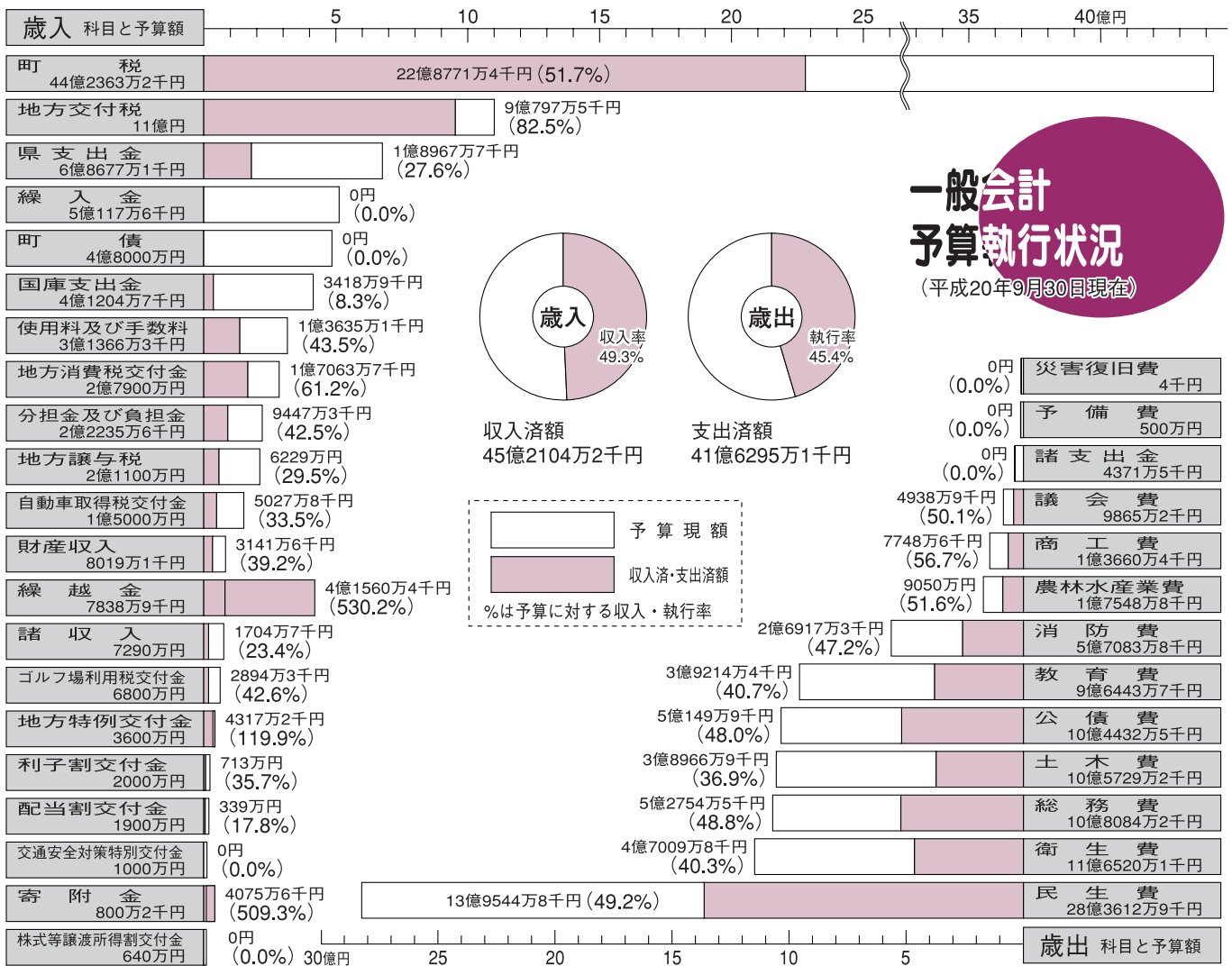
一般会計予算の執行状況

9月末日の一般会計の執行状況は、下記のグラフのとおりです。

予算現額は、91億7,852万7千円（前年度からの繰越予算を含む）で、収入済額は45億2,104万2千円、49・3%の収入率となっています。

収入済額の大半は、町税と地方交付税が占めています。これは税の納付や交付税の交付が年度内に平均して行われるのに対して、国・県支出金や町債などは事業費の確定後に交付されることから、年度の下半期に集中するためです。

支出済額は、41億6,295万1千円で45・4%の執行率となっています。土木費などの執行率が低いのは、支払いが工事完了後の下半期になる事業が多いためです。



特別会計予算の執行状況				
区分	予算現額	収入済額	収入率 %	
国民健康保険	35億6011万1千円	14億2964万8千円	40.2	
老人保健	5億2409万2千円	3億6701万円	70.0	
後期高齢者医療	3億3082万円	1億1392万6千円	34.4	
下水道事業	11億8204万1千円	3億7127万3千円	31.4	
農業集落排水事業	2億6030万9千円	3806万9千円	14.6	
水道事業	8億190万9千円	4億3442万8千円	48.2	
資本的	6億5744万1千円	1億7620万8千円	26.8	
合計	74億1672万3千円	29億3056万2千円	39.5	

区分	予算現額	支出済額	執行率 %	
国民健康保険	35億6011万1千円	17億5087万7千円	49.2	
老人保健	5億2409万2千円	2億4358万8千円	46.5	
後期高齢者医療	3億3082万円	9294万3千円	28.1	
下水道事業	11億8204万1千円	3億3400万1千円	28.3	
農業集落排水事業	2億6030万9千円	6716万3千円	25.8	
水道事業	8億5797万3千円	2億3361万9千円	27.2	
資本的	10億2943万6千円	2億4855万6千円	24.1	
合計	77億4478万2千円	29億7074万7千円	38.4	

問い合わせ／財務課（☎581・2121内線323）へ。